

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称及び代表者名 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者 点数 | 営業所 点数 |
|-----------|---|------------------------|--------|--------------------|---|-------------------------------|--|-----------|-----------|
| 令和6年7月12日 | イエスマップ株式会社(法人番号 6120101029730)代表者田嶋輝彦 | 大阪府堺市堺区鉄砲町20 番地12 | 本店 | 大阪府堺市西区草部1745番地 | 警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による) | 道路運送法第27条第3項 | 令和6年2月27日及び同年3月5日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第1項(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(運輸規則第46条)(4)運行管理者の講習受講義務違反【一般講習未受講】(運輸規則第48条の4第1項) | 5 | 5 |
| 令和6年7月19日 | 三水株式会社(法人番号 8120001199861)代表者葛万軍 | 大阪府堺市西区浜寺船尾 町東3丁460 | 堺 | 大阪府堺市西区浜寺船尾町東3丁460 | 警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による) | 道路運送法第27条第3項 | 令和6年5月21日及び同年6月6日、新規許可を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第2項)(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項) | 4 | 4 |
| 令和6年7月29日 | 株式会社ウインディ観光(法人番号 6120101034615)代表者黄田壁徹 | 大阪府堺市西区菱木3丁 2527番地5 | 本社 | 大阪府堺市西区草部1275-3 | 輸送施設の使用停止 (60日車) | 道路運送法第15条第1項、 道路運送法第27条第3項 | 令和5年8月2日及び同年8月4日、法令違反の疑いを端緒に関東運輸局東京運輸支局が東京営業所に監査を実施。8件の違反が認められた。監査実施後営業所廃止のため処分移譲。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(3)業務の記録義務違反(運輸規則第25項第2項)(4)運行指示書の作成等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)(5)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条第1項)(6)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)(7)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)(8)届出義務違反【未届出】(道路運送法施行規則第66条第1項第6号) | 12 | 6 |